

個人的な結びつきから法的な対策まで

あなたの「万が一」の時に備えている？

今まで元気でも、「万が一」はいつかやってくる。その時、愛犬はどうする？ 家族や友人が面倒を見てくれる？ 想像するだけでなく、具体的に備えておこう。

遺言か信託契約か いざという時のために

これから先、特に健康面で何が起きるかわからないのがシニア世代。そこで、飼い主の「万が一」に備えて準備しておくべきことを紹介する。教えてくれたのは、司法書士であり、どうぶつ系行政書士のパイオニアの磨田薫さん。

「飼い主が亡くなった後のこととしては、遺言書に遺すのが正解。一方、信託契約なら、介護施設への入居や認知症発症などでペットの世話が困難になった時にお金の形で対応が可能。もちろん、協力してくれる第三者が必要になりますが、友人など個人的な関係でもOKです」

問題は、家族など遺せる相手が確保できないケース。そこで、磨田さん自身でも「ファミリーアニマルサポート制度」という事業を立ち上げ、飼い主にもしものことがあった時には新しい飼い主に託す活動を実践。周りに頼れる人のいない飼い主の1助となっている。

相談してみましょう

ファミリーアニマル支援協会

上記の磨田さんが代表を務める一般社団法人。もしもの時のことを事前に相談◎

ペットと同居できるホーム

ペットと一緒に同居できる施設なども増えてきた。専門サイトなどでチェック。

東京都動物愛護相談センター

都民であれば、「万が一の備え」などについても相談にのってくれる。

楽クラライフノート(アプリ)

シニア世代のための、お金と終活の情報サイト。まずは記事で情報収集。



飼い主もペットも一緒に エンディングノートを遺しておかない？

愛するペット達に、何がしかを遺しておきたい。そう思って、ペットの信託の仕組みなどを考案した愛猫家がいる。飼い主とペットのエンディングノートも◎。

信託という対策を自分で考案し、安心に

編集部(以下、編)ご自身の経験から、NPOを立ち上げたそうですが、どんなことがきっかけ？

吉本さん(以下、吉)はい、十年くらい前に、私が病氣したんです。その当時も猫3匹を飼っていて、世話を友人に助けてもらいました。世話が友人に助けてもらいましたが、先のことや心配になって…。私のように一人暮らしでも、先のことを心配せずに、一生、猫達と暮らしたいので、それを担保する仕組みを自分でつくるしかなかった。他にも対策はあるかもしれませんが、私にとつて合理的な方法を模索したのはそこからです。

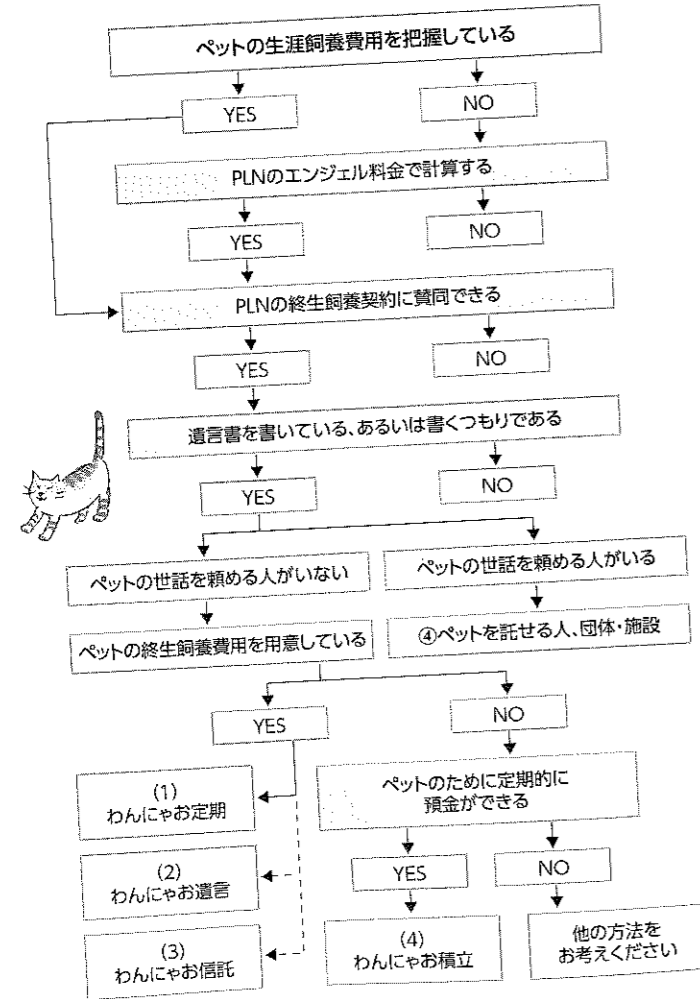
編 それで信託を？

吉 そうなんです、弁護士に相談したところ、ペットは法律的には「モノ」だから、直接は遺贈できないんです。そこで、通常よりは少額でもOKの、融通の利く小さな信託会社とタイアップして、ペット専用の仕組みをつくることにしました。ウチの「ペットライフネット」が信託をの「ペットライフネット」が信託を受けられる形で契約。飼い主さんが万が一の時には信頼できるシニア世代の夫婦を探して、新たに里親になってもらいます。そして、信託を資金として犬猫の世話を引き続き行います。編 それなら飼い主は安心ですね。吉 はい、始めてみたら需要はありました。がん患者さんや60歳代で人生を見直した人などがメインの契約者です。契約には、ペットの終生費用、つまり、ちよつとまとまった

お金が必要なので、それが用意できることも重要な条件ですね。編 では、その他に、ペットを飼うシニアが元気なうちにしておくべきことはありますか？

吉 まず、ペットのためのネットワイクをつくっておくことですね。それはどんな局面でも、今から相互に役立つからです。特に大型犬は、預かり先がなかなか見つからないこともあるので、コミュニティは大事です。あとは、ここで紹介しているエンディングノートなどを活用して、自分とペットのことをまとめておくといひでしょう。これにより、たとえ自分が先に逝つても周囲に遺志はちゃんと伝わりますから。

自分に合った「わんにゃお信託®」をチェックするフローチャート



上記のフローチャートに従ってチェックすれば、遺言を書くなど、自分が何をしておけばウチのコのためになるかわかる。



一冊に飼い主とペットの終活を収める便利帳

『ペットとわたしのエンディングノート』(清文社)は、吉本さんが代表理事を務めるNPO法人『ペットライフネット』が出版した終活ノート。飼い主とペットの分が一冊にまとめられている点がミソ。ペットと人の終活について、それぞれ必要なことがもれなく記入できるように、わかりやすいフォーマットが工夫されている。しかも、ペットを委託する際に必要な要件なども満載。Amazonなどネットストアで販売中。1,650円(税込)

三つの対策キーワード

- 対策:動物法務士**
上記本文中に登場の磨田さんが代表を務める『ファミリーアニマル支援協会』の認定資格で、ペットトラブルや信託などについて学んで取得。ペットの法律関係が必要な時は、近くの動物法務士を探して連絡すれば相談にのってくれるだろう。
- 対策:自筆証書遺言書**
「公正証書遺言書」が正式なものだが、プロに依頼すると費用がそこそこかかる。そこで、P85の吉本さんのアドバイスによれば、「自筆証書遺言」であれば、ひな型を参考に自分で書いて法務局に提出するだけでOK。詳しくは、専門家に尋ねて。
- 対策:老犬ホームなどの飼育施設**
介護を必要とする老犬を飼い主が世話しきれない場合に預かり、世話を代行する施設。人の老人ホームと類似。とりわけ、人間のシニアが老犬の介護を行うのは難しい面が多い。実際に見学して相性のいいホームを探して預けるのも解決法の一つだ。

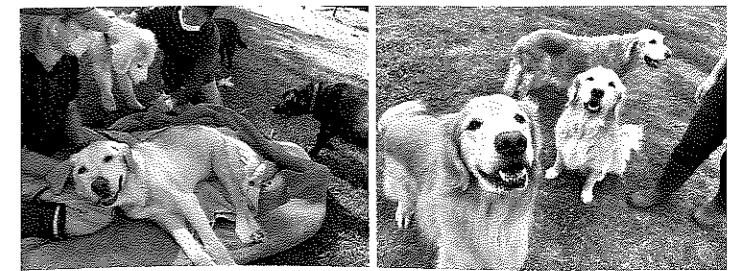
三つの「万が一」の対策

- いざという時に愛犬のことを頼める相手を確保**
飼い主が元気なうちに、万一の時のために愛犬のことを頼める人(家族や友人など)を確保し、依頼内容とその方法を知らせておく。公式なものとしては、行政書士、司法書士などの専門家に依頼して作成しておく公正証書遺言書や信託契約書が有効。
- 身近なところで、頼む人が見つからない場合**
家族がいても住宅事情などから頼めないなど、依頼先が確保できない人は、案外多いもの。そこで、老犬ホームや保護団体など、視野を広げて受け入れ先を探すことが得策。ホームページをチェックする他、見学に行ったり、スタッフと直接話して◎。
- 何を遺すかを考え、エンディングノートに記載**
愛犬を託す先が確保できたら、飼育費としてのお金や「うちのコノート」(エンディングノート)を遺すことで、その後の飼育の引き継ぎに役立つ。病院関係、散歩やフードなど日常生活のこと、そのコの特徴などを網羅しておく。

豊かな自然環境で余生を過ごす安住の地

犬を預ける選択肢の一つ、老犬ホーム
自然環境が自慢の『老犬ホーム+ペットホテル九十九里パーク』

「まだ老犬ホームがとて少ない時代に、園長が自分の犬のためにドッグランをつくったのを皮切りに、『老犬ホーム+ペットホテル』を開業。以来、年を追うごとに収容数は増えていて、当園では犬のサイズで料金を分けていないためか、大型犬を預かるケースが多いのが特徴かもしれません。もちろん、広いドッグランがあり、海も近く、環境は抜群です。犬達は、昼間はドッグランで遊び、夜は個室で就寝。ストレスのないようにスタッフがお世話しています。飼い主さんの闘病や出張などの理由で犬を預ける方も少なくありませんが、決める前に一度は見学に来てほしいと思います。事情のある方は遠慮なく相談して下さい」(スタッフ 岡田りょうさん談)



現在、『九十九里パーク』には2~18歳まで80頭以上が入園中。特にゴールデン、ラブラドル、フラット・コーテッドの3種のレトリバーを含む大型犬は10歳以上が多く、寝たきりのコも少しいる。園内はフリーにしているためか、みんな元気よく駆け回って楽しそう。このコ達を全30名のスタッフが交替で世話している。https://roukenhome.jp/